

高知市職員倫理委員会議事録

- 1 日 時 令和8年1月28日（水）14時00分～15時00分
- 2 場 所 高知市役所本庁6階人事課会議室
- 3 出席者 山本委員長、岡田委員、久保委員
事務局（総務部長、人事課長、人事政策担当副参事等）
- 4 議 事

議題1 贈与等報告書の提出状況について（令和6年度）

〔事務局〕 この報告は、高知市職員倫理条例第5条の規定に基づき、職員が1件につき5,000円を超える報酬等を受けた場合に報告が義務付けられているもの。

○報告状況の概要

総件数：180件（昨年度比65件増）

人数：59名（昨年度比7名増）

○内訳の詳細

個人的活動（スポーツ競技の審判、祭り等での演舞等）：62件

利害関係者からの講演等の報酬：0件

利害関係者以外からの報酬（技能検定、外部委員報酬、医師の診療等）：118件

○増加の主な要因

- ・報告人数は前年度から7名増加した。

主な要因は、外部の研修講師や組織外での委員等に従事し、贈与等を受けた者の増による。

- ・報告件数は前年度から65件増加した。

主な要因は、定期的な役務の提供に対して、月ごとに贈与等を受けたことによる報告件数の増による。

- ・1件当たり2万円を超える贈与等の報告件数は、昨年度から47件増加した。

主な要因は、医師による診療や空港における通訳業務などの各種役務の提供や、国内外におけるよさこい鳴子踊り披露に伴う旅費実費等の増による。

○地域貢献活動の許可基準について

令和6年度より、職員が報酬を伴う地域貢献活動を行う際の許可基準を明確化し、運

用を開始。

例：土佐山地域での「ユズの収穫作業」…農家の人手不足解消を目的とし、職員が報酬を得て従事。令和7年度に向けては、さらに多くの職員（21件16名）が許可を受けており、今後の報告件数も増える見込み。

[委員] 贈与等報告の内容について、不適切な贈与等に当たる旨の意見なし。

議題2 「実費弁償分の受領に係る許可申請等の取扱い」について

[事務局] 現在は、実費弁償（交通費等）のみを受け取るボランティア活動であっても、慣習的に許可手続きを求めてきた。しかし、国（人事院規則）に合わせ、実費弁償のみを受け取る場合は許可不要とし、贈与等報告書の対象からも外すよう運用を見直したい。

[委員] 実費弁償分の受領について報告対象外とした際、実費弁償内に報酬等の報告対象事案を含まないよう周知するよう意見あり。

議題3 「不動産等賃貸・太陽光電気の販売に係る許可申請の取扱いについて」

[事務局] 不動産賃貸等の副業制限について、国の基準緩和（500万円→1,000万円等）に準じて、高知市でも基準を緩和するもの。

[委員] 異議なし。

報告1 高知市職員の職務に係る倫理の保持について（懲戒処分公表関係）

[事務局] 令和7年1月27日から令和8年1月27日までに発生した懲戒処分4件を報告。

- ・自転車の酒気帯び運転：停職1か月。
- ・出退勤記録の偽装（勤務時間の水増し）：停職6か月。
- ・交際相手への暴力（暴行罪）：戒告。
- ・セクシャルハラスメント：停職6か月。

[委員] 不祥事（自転車の飲酒運転や出退勤時間偽装等）について、組織的な再発防止策を徹底するように意見あり。